



時間延長しています。 窓口の業務

進学、転勤など春は異動の多い季節です。市では、4月5日まで市役所本庁で転入・転出に係る窓口業務の受付時間を延長しています。ぜひご利用ください。

また、証明書自動交付機もご利用ください。

市では、4月5日(日)まで、市役所本庁で転入・転出に係る窓口業務の受付時間を延長しています。

なお、他の市区町村役場や社会保険事務所など関係機関の確認が必要な場合や、転入・転出に係らない業務は取り扱えません。

期間 4月5日(日)まで

時間 平日の午後7時まで
4月4日(土)、4月5日(日)は午前9時～午後4時

取り扱う業務内容

- ▽市民課 転入・転出手続きや証明書の交付
- ▽保険医療課 国民健康保

険・後期高齢者医療・国民年金の加入、または喪失手続き

▽リサイクル推進課 ごみシール・ごみ収集カレンダーの配付

▽税務課 税関係証明書の交付、原動機付自転車の新規登録・名義変更・廃車手続き

▽福祉課 福祉医療の手続き

▽子育て支援課 児童手当・児童扶養手当の手続き

※支所では窓口業務の延長ではなく、「証明書等夜間交付電話予約サービス」を行っています。

進学や就職などで市外へ転出される方は、ご注意ください。

▽転出手続きに必要なもの

・身分証明書(運転免許証など)

・印鑑登録証、または住民基本台帳カード(交付を受けている方のみ)

・委任状、および転出する本人の身分証明書(代理人による届出のみ)

※転出手続きの後、新住所に住み始めて14日以内に、新住所の市区町村で転入手続きを行ってください。

▽国民健康保険の異動に必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・印鑑
- ・在学証明書または合格通知(進学のため転出する方のみ)
- ・就職先の健康保険証または資格異動証明書
- ・年金手帳(お持ちの方のみ)

問合先

総務課
35・3133

市民課
35・3496

保険医療課
35・3495

●学校給食の供給体制が新しくなります センターからの供給で 衛生管理を充実

平成21年度から施行される改正学校給食法により、学校給食の衛生管理体制を定めた「学校給食衛生管理基準」が、これまで以上に厳しくなりました。

を常駐の責任者として、適切な運営ができるよう学校給食の供給体制の見直しについて、保護者や地域、学校関係者と話し合いを進めてきました。

これに伴い、市では、学校給食に専門的な知識を持ち、衛生管理面でも指導的な立場にある栄養士

その結果、現在稼動している栃尾小学校と荘川小、中学校の単独調理場が、栄養士が兼務体制で常時管理を行うことができ、それぞれ調理場を閉鎖。栃尾小への供給は本郷センターから、また、荘川小、中学校へは清見センターから配送することになりました。

新しい供給体制は、4月から実施します。



荘川地域への供給を開始する清見センター

問合先

教育総務課
35・3153